

平成 2 7 年 第 2 回 定 例 会
群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会
会 議 録

会 期

平成 2 7 年 8 月 2 7 日

群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成27年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第 1 議席の指定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	4
日程第 3 会期の決定	4
日程第 4 議長の選挙	4
議長あいさつ	5
休憩・再開	6
日程の追加	6
副議長の辞職	6
日程の追加	7
副議長の選挙	8
副議長あいさつ	8
日程第 5 議会議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について	9
日程第 6 同意第 2号 副広域連合長の選任について	9
提案理由の説明 清水広域連合長	9
日程第 7 同意第 3号 監査委員の選任について	11
提案理由の説明 清水広域連合長	11
日程第 8 認定第 1号 平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 9 認定第 2号 平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
以上2議案の一括上程	12
提案理由の説明 清水広域連合長	12

	提案理由の詳細説明 川島事務局長	13
日程第10	議案第10号 平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第1号)	
日程第11	議案第11号 平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	以上2議案の一括上程	18
	提案理由の説明 清水広域連合長	18
	提案理由の詳細説明 川島事務局長	18
日程第12	議案第12号 不当利得の返還及び損害賠償の請求に係る和解 について	20
	提案理由の説明 清水広域連合長	20
	提案理由の詳細説明 川島事務局長	21
閉会		22
会議録署名議員		24
参考資料		
	議案等審議結果一覧表	27

平成 27 年第 2 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1 日：平成 27 年 8 月 27 日（木曜日）

◎会場 前橋市元総社町 335 番地 8 群馬県市町村会館 2 階 大会議室

◎議事日程 第 1 号

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議長の選挙
- 日程第 5 議会議案第 1 号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 6 同意第 2 号 副広域連合長の選任について
- 日程第 7 同意第 3 号 監査委員の選任について
- 日程第 8 認定第 1 号 平成 26 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2 号 平成 26 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 10 号 平成 27 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 11 号 平成 27 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 12 号 不当利得の返還及び損害賠償の請求に係る和解について

◎本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 12 まで

◎出席議員（18 名）

1 番 真 下 三起也	2 番 阿 部 忠 幸
3 番 石 川 徹	4 番 田 角 悦 恭
5 番 森 山 享 大	6 番 野 田 文 雄

7番	大川陽一	9番	向井誠
10番	石倉一夫	11番	青木貴俊
12番	堀越英雄	13番	吉岡完司
14番	伊藤正雄	15番	金井佐則
16番	石井輝雄	17番	一場明夫
18番	河合生博	19番	福田正司

◎欠席議員（1名）

8番 星野稔

◎説明のため出席した者

広域連合長	清水聖義	副広域連合長	貫井孝道
事務局長	川島喜代志	事務局次長	大島勇人
管理課長	大木崇	給付課長	佐藤昌弘
会計課長	毛呂達也		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	利根川貴一	議会書記	田中美重
議会書記	黒岩由佳	主幹	並木将貴
主幹	荒井清生	主幹	橋爪保
主幹	須賀裕次郎	主幹	村岡伸

◎開 会

午後2時00分

○ 副議長（石井輝雄議員）

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成27年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 副議長（石井輝雄議員）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、8番星野稔議員であります。

◎諸般の報告

○ 副議長（石井輝雄議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（黒岩由佳）

平成27年第1回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。

議長でありました高崎市の柴田正夫議員が、任期満了により退任されました。

また、前橋市の町田徳之助議員と長沼順一議員、伊勢崎市の佐藤幸夫議員、選挙区分17明和町の冨塚基輔議員が辞職され、高崎市の松本賢一議員、桐生市の園田恵三議員、太田市の川鍋栄議員、沼田市の大竹政雄議員、渋川市の都丸政行議員、藤岡市の冬木一俊議員、富岡市の佐々木功議員、安中市の柳沢吉保議員、みどり市の古田島和茂議員、選挙区分13吉岡町の近藤保議員、選挙区分15高山村の平形富二夫議員、選挙区分16片品村の飯塚美明議員が任期満了により退任されましたので、失職となりました。

次に、新たに前橋市の真下三起也議員と阿部忠幸議員、高崎市の石川徹議員と田角悦恭議員、桐生市の森山享大議員、伊勢崎市の野田文雄議員、太田市の大川陽一議員、沼田市の星野稔議員、渋川市の石倉一夫議員、藤岡市の青木貴俊議員、富岡市の堀越英雄議員、安中市の吉岡完司議員、みどり市の伊藤正雄議員、選挙区分13榛東村の金井佐則議員、選挙区分15東吾妻町的一场明夫議員、選挙区分16みなかみ町の河合生博議員、選挙区分17千代田町の福田正司議員が当選されました。

次に、議会議案として、お手元にご配付の議会議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」の提出がありました。

次に、監査委員から、平成27年3月及び6月に行いました現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部のほか、赤川監査委員の出席を求めましたが、他の公務のための欠席届を受領しましたので、ご了承願います。

次に、平成26年第1回定例会において議決されました「訴えの提起」につきまして、その後の訴訟の進捗状況についての資料をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上でございます。

◎議席の指定

○ 副議長（石井輝雄議員）

日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 副議長（石井輝雄議員）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、17番一場明夫議員、18番河合生博議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 副議長（石井輝雄議員）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 副議長（石井輝雄議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決まりました。

◎議長の選挙

○ 副議長（石井輝雄議員）

日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 副議長（石井輝雄議員）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 副議長（石井輝雄議員）

ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決まりました。

議長に大川陽一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大川陽一議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 副議長（石井輝雄議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大川陽一議員が議長に当選されました。

ただいま、当選されました大川陽一議員が議場におりますので、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

◎議長あいさつ

○ 副議長（石井輝雄議員）

大川陽一議員の議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。大川陽一議員。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、皆様のご推挙によりまして、図らずも議長に当選させていただき、この上ない光栄に存じております。この重責を痛感しているところでもございます。もとより浅学非才の身ではございますが、議長に当選させていただいた上には、職務に全力を傾けたいと考えております。皆様には絶大なるご支援そしてご協力を心からよろしくお願い申し上げまして、就任のあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○ 副議長（石井輝雄議員）

議長を交代いたします。

〔副議長 石井輝雄議員 降席、議長 大川陽一議員 議長席着席〕

○ 議長（大川陽一議員）

議長を交代いたしました。

◎休 憩

午後 2 時 9 分

- 議長（大川陽一議員）
暫時休憩いたします。

◎再 開

午後 2 時 1 5 分

- 議長（大川陽一議員）
休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日 程 の 追 加

- 議長（大川陽一議員）
ただいま、副議長の石井輝雄議員から、副議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大川陽一議員）
ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすること
に決まりました。

◎副 議 長 の 辞 職

- 議長（大川陽一議員）
副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第 1 1 7 条の規定により石井議員
の退席を求めます。

〔石井議員退席〕

- 議長（大川陽一議員）
議会書記より辞職願を朗読いたします。
○ 議会書記（黒岩由佳）

辞 職 願

このたび一身上の都合により、群馬県後期高齢者医療広域連合議会副議長を辞職し

たいので、地方自治法第108条及び会議規則第85条の規定により許可されますようお願いいたします。

平成27年8月27日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長 様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

副議長 石井輝雄

○ 議長（大川陽一議員）

お諮りいたします。石井輝雄議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ご異議なしと認めます。よって、石井輝雄議員の副議長辞職を許可することに決まりました。

石井議員の入場を求めます。

〔石井議員入場〕

○ 議長（大川陽一議員）

この際、石井輝雄議員からごあいさつがございます。

○ 議員（石井輝雄議員）

ただいま、辞職を許可いただきました石井でございます。任期中は、議員の皆様、執行部の皆様方には、大変お世話になりました。心より感謝を申し上げます。今後のますますのご発展とご参会の皆様のご活躍を心からご祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎日程の追加

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決まりました。

◎副議長の選挙

○ 議長（大川陽一議員）

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決まりました。

副議長に金井佐則議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました金井佐則議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました金井佐則議員が副議長に当選されました。

ただいま、当選されました金井佐則議員が議場におりますので、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

◎副議長あいさつ

○ 議長（大川陽一議員）

金井佐則議員の副議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。金井佐則議員。

○ 副議長（金井佐則議員）

ただいま、ご紹介をいただきました、榛東村議会議長の金井でございます。もとより柄でも器でもございません。本日大勢の皆様方から、ご推挙、ご推薦を賜りました。副議長という重責を拝命することになりました。これからは、議長をお支えするのはもとよりですが、私に与えられた仕事を真剣に、一生懸命頑張りたいと思いますので、なにぶんにも不慣れでございます。皆様方からの温かいお力添え、ご協力を

お願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議会議案の上程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第5、議会議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

ただいま、上程いたしました議会議案第1号については、会議規則の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ご異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決まりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議会議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎副広域連合長の選任

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第6、同意第2号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま、上程されました同意第2号「副広域連合長の選任について」ご説明申し

上げます。

お手元の議案書、1ページでございます。

広域連合の副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから、これを選任することとされております。

現在、任期満了に伴い、欠員となっておりますところの副広域連合長として玉村町長貫井孝道氏を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決しました。

（副広域連合長 着席）

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、副広域連合長に選任同意と決定いたしました、貫井副広域連合長から、あいさつのため、発言の申し出がありますので、これを許可します。副広域連合長。

◎副広域連合長あいさつ

（副広域連合長 自席より）

○ 副広域連合長（貫井孝道）

ただいま、副広域連合長に同意を得ました、群馬県町村会長の貫井でございます。副広域連合長として、連合長を支え、そして、群馬県後期高齢者医療広域連合の今後

のますますの発展に寄与したいと思っておりますので、皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。簡単ですけど、ごあいさつとさせていただきます。今日はどうもありがとうございます。

◎監査委員の選任

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第7、同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石川議員の退席を求めます。

〔石川議員退席〕

○ 議長（大川陽一議員）

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま、上程されました同意第3号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

お手元の議案書、2ページでございます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条の規定に基づきまして、2人となっており、1人は識見を有する者のうちから、1人は議員のうちから、それぞれ議会の同意を得て選任することとされております。

現在、議員のうちから選任される監査委員が、欠員となっておりますので、石川徹議員を選任いたしたく、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、同意第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決しました。

石川議員の入場を求めます。

〔石川議員入場〕

◎決算認定議案の上程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第 8、認定第 1 号「平成 26 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第 9、認定第 2 号「平成 26 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」以上 2 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま、一括上程となりました、認定第 1 号「平成 26 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第 2 号「平成 26 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

それでは、議案書の 8 ページ及び 9 ページをご覧ください。平成 26 年度の一般会計決算額でございますが、歳入総額は 13 億 4,526 万 3,094 円でございます。

次に、10 ページ及び 11 ページをご覧ください。歳出総額は、13 億 2,552 万 8,062 円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は 1,973 万 5,032 円となりました。このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、1,000 万円を財政調整基金へ積み立ていたしましたので、また記載はありませんが、973 万 5,032 円が翌年度への繰越金となるものでございます。

次に、特別会計についてご説明申し上げます。議案書の 26 ページ及び 27 ページでございます。平成 26 年度の特別会計決算額でございますが、歳入総額は 2,134 億 8,326 万 7,287 円でございます。

次に、28 ページ及び 29 ページをご覧ください。歳出総額は、2,090 億 6,153 万 3,384 円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は、44 億 2,173 万 3,903 円となりました。このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、19 億 4,000 万円を医療給付費等準備基金へ積み立ていたしましたので、また記載はありませんが、24 億 8,173 万 3,903 円が翌年度への繰越金となるものでござ

います。

なお、決算の詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

認定第1号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、認定第2号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」をご審議いただくにあたり、「各会計歳入歳出決算事項別明細書」に基づきまして主なものをご説明いたします。

まず、認定第1号「一般会計歳入歳出決算の認定について」をご説明いたします。議案書の14ページ及び15ページの、「歳入歳出決算事項別明細書」をご覧ください。それでは、歳入についてご説明申し上げます。

1款「分担金及び負担金」の決算額は、15ページの収入済額の欄に記載のとおり、9,538万5,026円でございます。構成市町村からの事務費に係る負担金でございます。

続きまして、2款「国庫支出金」12億2,774万9,367円は、「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」でして、所得の低い被保険者等の保険料を減額するための財源として、広域連合に基金を造成するための交付金でございます。

3款「財産収入」72万1,034円は、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子でございます。

5款「繰越金」1,290万1,736円は、平成25年度決算による前年度からの繰越金でございます。

6款「諸収入」850万5,931円は、歳計現金の運用による預金利子と、16ページ及び17ページ記載の、雑入でございます。歳入につきましては、以上でございます。

18ページ及び19ページをご覧ください。続きまして、歳出でございます。

1款「議会費」の決算額は、19ページの支出済額の欄に記載のとおり、66万5,131円であり、議員報酬等、議会の運営に係る経費でございます。

2款「総務費」は、8,379万794円でございます。

主な内訳を申し上げますと、一番右側の備考欄ですが、14節の建物賃借料748万1,530円は、広域連合事務局の事務室賃借料と職員宿舍の経費などでございます。

19節の市町村負担金6,779万5,754円は、一般会計分の市町村からの派遣職員に係る人件費負担金9名分でございます。

20ページ及び21ページをご覧ください。3款「基金積立金」12億2,847万401円は、歳入でご説明した「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」及び基金利子を、基金に積み立てたものでございます。

22ページ及び23ページをご覧ください。

5款「諸支出金」1,260万1,736円は、構成市町村からの事務費に係る負担金の精算に伴う返還金でございます。

一般会計歳入歳出決算につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第2号「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」をご説明いたします。

議案書の32ページと33ページをご覧ください。それでは、歳入についてご説明申し上げます。

1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」6億4,132万9,025円は、特別会計における事務費に係る一般管理的経費を、構成市町村にご負担いただいたものでございます。2目「保険料等負担金」190億2,599万2,850円は、市町村で徴収しました保険料負担金147億4,648万3,181円のほか、所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の減額賦課のための市町村負担金であります、「保険基盤安定負担金」42億7,950万9,669円でございます。3目「療養給付費負担金」168億4,272万4,393円は、療養の給付等に要する費用等の額の12分の1を、市町村が負担したものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」483億5,202万1千円は、療養給付費等の12分の3に対する国の負担金でございます。2目「高額医療費負担金」7億1,183万8,364円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、一定の割合に対する国の負担金でございます。2項1目「調整交付金」190億8,373万6千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、国から交付された普通調整交付金189億893万2千円及び、平成26年度の長寿健康増進事業等の実施のため交付された特別調整交付金1億7,480万4千円でございます。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」9,279万3,078円は、健康診査事業、34ページと35ページになりますが、特別高額医療費共同事業及び保険者機能強化事業に対する補助金でございます。3目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」74万4千円は、東日本大震災で被災した被保険者の一部負担金等の免除及び保険料減免の特例措置に対する補助金でございます。

続きまして、第3款「県支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」160億137万791円は、療養給付費等の12分の1に対する県の負担金でございます。

ます。2目「高額医療費負担金」7億1,183万8,364円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、一定の割合に対する県の負担金でございます。

4款「支払基金交付金」846億3,781万円は、支払基金が、国民健康保険、被用者保険など現役世代が加入する各保険者から徴収した、後期高齢者医療への支援金でございます。

36ページ及び37ページをご覧ください。5款「特別高額医療費共同事業交付金」3,756万3,615円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出金により調整を行う共同事業からの交付金でございます。

6款「財産収入」211万3,754円は、後期高齢者医療給付費等準備基金の運用利子でございます。

続きまして、7款「繰入金」でございます。1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」10億854万7千円は、平成26年度における医療給付のための財源等として、後期高齢者医療給付費等準備基金から繰り入れを行ったものでございます。1項2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」12億3,351万3,867円は、平成26年度における所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担軽減等の財源として、臨時特例基金から繰り入れを行ったものでございます。

8款「繰越金」48億3,918万7,030円は、平成25年度決算における前年度からの繰越金でございます。

38ページ及び39ページをご覧ください。10款「諸収入」2億6,014万4,156円は、保険料延滞金267万7,300円や、交通事故等の第三者の行為によって発生した医療行為に係る医療給付費等について、加害者等から収納した第三者納付金2億3,850万4,972円、医療機関等から広域連合へ返還された医療費である返納金1,631万8,292円及び雑入264万3,590円などでございます。なお、返納金のうち、収入未済となっている1億9,018万839円の内訳としましては、記載はありませんが、診療報酬請求誤りによる返還金合計で1億409万9,685円、現在訴訟中であります高崎市の医療法人井草会に対する8,009万6,514円及び負担割合相違による請求返還金合計で、591万5,767円が主なものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。40ページ及び41ページをご覧ください。歳出につきましては、主なものをご説明申し上げます。

まず、1款「総務費」は、6億3,331万5,065円でございます。主な内訳を申し上げますと、備考欄ですが、11節の印刷製本費681万4,096円は制度周知

用リーフレット等の作成に係る経費でございます。12節の通信運搬費5,277万6,270円は被保険者に対する医療費のお知らせの郵送料や、広域連合電算システムの回線使用料等の経費でございます。手数料3,044万2,198円は、特定健診データの管理に係る経費等でございます。13節の委託料3億6,301万2,644円は、広域連合電算処理システムの運用保守及びシステムセキュリティ強化業務、療養費等データの作成処理等の事務代行、レセプト点検、被保険者証の作成、医療費通知作成、データヘルス計画作成業務等に係る経費でございます。14節の電算システム賃借料4,205万8,800円は広域連合電算処理システムに係るリース料等でございます。19節の市町村負担金1億2,642万6,217円は、特別会計分の市町村からの派遣職員に係る人件費負担金18名分でございます。

次に2款「保険給付費」2,025億5,224万5,567円の主な内訳でございますが、1項1目「療養給付費」1,985億623万8,054円及び2目「訪問看護療養費」6億8,773万8,267円は、被保険者の療養の給付に要した費用でございます。42ページ及び43ページをご覧ください。1項5目「審査支払手数料」4億9,925万2,050円は、レセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料でございます。2項1目「高額療養費」19億895万7,930円は、被保険者の1か月あたりの自己負担の合計額が、限度額を超えた場合に支給したものでございます。2項2目「高額介護合算療養費」1億8,220万4,928円は、医療保険と介護保険における年間の自己負担の合計額が、限度額を超えた場合に支給したものでございます。3項1目「葬祭費」は、7億6,785万円でございました。

3款「財政安定化基金拠出金」9,351万3千円は、保険料の未納や医療給付の増大等による広域連合財政への影響に対処するため、国、県及び広域連合が3分の1ずつ拠出して県に基金を設置しておりますが、その広域連合拠出分でございます。

4款1項1目「特別高額医療費共同事業拠出金」2,995万245円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業への拠出金でございます。

44ページ及び45ページをご覧ください。5款「保健事業費」でございます。1項1目「健康診査費」7億5,167万203円は、市町村に委託して実施いたしました健康診査事業に係る委託料でございます。2目「その他健康保持増進費」は、備考欄になりますが、人間ドック助成事業5,610万2,112円は、市町村が実施した人間ドック健診費助成事業に対する補助で、健康増進事業381万6,771円は、市町村が実施した肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業や長寿・健康増進事業の実施に対する補助でございます。なお、肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業につきましては、

平成26年度下半期から定期接種となったことから、上半期までで事業終了となります。

6款1項1目「医療給付費等準備基金積立金」211万3,754円は、後期高齢者医療給付費等準備基金へ基金利子を積み立てたものでございます。

8款1項2目「償還金」49億2,219万2,185円は、市町村支出金、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の精算に伴う返還金でございます。

46ページ及び47ページをご覧ください。第9款「予備費」では、4款「特別高額医療費共同事業拠出金」に8万2千円を充用いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、認定第1号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、本案は認定することに決しました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第10、議案第10号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第11、議案第11号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま、一括上程となりました、議案第10号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第11号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、91ページをご覧ください。まず、議案第10号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、平成27年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ943万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,967万7千円といたしたいというものでございます。

次に、105ページでございます。議案第11号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、平成27年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24億8,849万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,264億2,197万6千円といたしたいというものでございます。

詳細につきましては事務局から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

まず、議案第10号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。

98ページと99ページをご覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。

5款「繰越金」は前年度繰越金でございまして、平成26年度決算に伴い、943

万5千円を追加しようとするものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

100ページと101ページをご覧ください。歳出につきまして、ご説明申し上げます。

5款「諸支出金」でございます。2項1目「償還金」は、平成26年度決算に基づき市町村負担金である事務費の精算に伴う返還金を見込み、943万5千円を追加しようとするものでございます。一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第11号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

112ページと113ページをご覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。

1款「市町村支出金」でございます。1項3目「療養給付費負担金」は、平成26年度決算に伴う平成26年度負担金額の確定によりまして、1,167万9千円を追加しようとするものでございます。

続きまして、7款「繰入金」は後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金でございます。平成26年度決算に伴い、492万円を減額しようとするものでございます。

8款「繰越金」は、前年度繰越金でございます。平成26年度決算に伴い、24億8,173万2千円を追加しようとするものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

114ページと115ページをご覧ください。歳出につきまして、ご説明申し上げます。

8款「諸支出金」でございます。1項2目「償還金」は、一般会計同様、平成26年度決算に基づく精算に伴う、事務費及び療養給付費の市町村負担金の返還金と、平成26年度の医療給付費の確定に伴う、国庫支出金及び県支出金並びに支払基金交付金の精算に伴う返還金を見込み、24億8,849万1千円を追加しようとするものでございます。このほか、114ページの歳出2款「保険給付費」、3款「財政安定化基金拠出金」及び5款「保健事業費」におきましては、財源更正を行うものでございます。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので討論を終わります。

これより採決を行います。

はじめに、議案第10号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎不当利得の返還及び損害賠償の請求に係る和解について

○ 議長（大川陽一議員）

次に、日程第12、議案第12号「不当利得の返還及び損害賠償の請求に係る和解について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま、上程されました議案第12号「不当利得の返還及び損害賠償の請求に係る和解について」ご説明申し上げます。

お手元の議案書、116ページでございます。

本件は、不当利得の返還及び損害賠償の請求に係る和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

当事者でございますが、原告が本広域連合でございます。被告については、高崎市天神町136番地、医療法人井草会及びその代表者であります井草直樹の両者ござ

います。

和解についてでございますが、医療法人井草会が不適正に受給した診療報酬の返還及び損害賠償の請求訴訟に係る前橋地方裁判所裁判官による和解勧告を受け入れるものであります。

事件の概要につきましては、事務局から説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

事務局長。

○ 事務局長（川島喜代志）

議案第12号「不当利得の返還及び損害賠償の請求に係る和解について」ご説明申し上げます。

116ページをご覧ください。

本件は、関東信越厚生局が行いました適時調査によって、医療法人井草会が、平成20年12月から平成23年9月までの間、不適正な請求により診療報酬を過大に受給したことが判明しました。

広域連合としましては、医療法人井草会に全額一括返済を求めましたが納付せず、その後、督促を行うも、なお返還されないことから、平成26年2月13日本広域連合議会の議決をいただきまして、訴えを提起したものです。

返還請求金額は、8,009万6,514円です。

このたび、平成27年5月20日開催の第9回口頭弁論において、裁判官から和解案が示されました。

その内容ですが、先ず法人と代表者が連帯として、8,009万6,514円全額について支払義務を認めた上で、和解時点で一括3,000万円を納付、その後、年200万円を5年支払い、残りの額の支払義務を免除し、その請求を放棄するというものであります。

裁判官によりますと、「医療法人については不当利得を認めるが、代表者個人の責任については、決めかねている。また、原告とすれば、全額を支払うものでなければ和解しにくいことは解るが、可能な限り支払ってもらうものであり、現状の法人の経営状況からすると現実的な回収の話として、フィフティーフィフティーの4,000万円を一括納付することを考えた。しかし、理事長が72歳であるという高齢を考慮して、分納とするものである」ということであります。

この時点で、慎重に検討をいたしまして、8,009万6,514円の全額を、法人と代表者の連帯により、支払義務を認めるものであれば、全額損害賠償してもらうべきものであり、一部を免除することはできないと考えました。

そこで、6月15日に和解案を受託できないとした、上申書を前橋地方裁判所に提出いたしました。

その後、7月2日開催の第10回口頭弁論におきまして、裁判官より、「この和解案は最も現実的な回収を考えたものである。原告の主張する免除できないとすることが、理解できない」との話がありました。

また、免除できないとする法令等の解釈を、総務省に確認するよう指示を受けましたので、総務省へ問い合わせたところ、見解は各自治体で判断すべきとの回答でした。

このことから、原告代理人及び委任弁護士であります戸所弁護士に相談をいたしましたところ、「現時点で和解を受け入れ、現実に回収可能な最高額を得ることが得策である」とのことから、議会に諮るものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（大川陽一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大川陽一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（大川陽一議員）

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（大川陽一議員）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（大川陽一議員）

これをもちまして、平成27年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を

閉会いたします。

午後 3 時 0 0 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年8月27日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 大 川 陽 一

旧副議長 石 井 輝 雄

新副議長 金 井 佐 則

議 員 一 場 明 夫

議 員 河 合 生 博

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成27年8月27日（木） 1日】

事件番号	件名	審議結果
選挙	議長の選挙	指名推選 当選人 大川 陽一
選挙	副議長の選挙	指名推選 当選人 金井 佐則
議会議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について	可 決
同意 第2号	副広域連合長の選任について	同 意 貫井 孝道
同意 第3号	監査委員の選任について	同 意 石川 徹
認定 第1号	平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定 第2号	平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案 第10号	平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	可 決
議案 第11号	平成27年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可 決
議案 第12号	不当利得の返還及び損害賠償の請求に係る和解について	可 決